

大津市太陽光発電設備の設置ガイドライン

2018年3月制定
2021年3月改訂
2023年5月改訂
2025年4月改訂

大津市

目 次

I. 目的	3
II. 適用範囲	3
III. 太陽光発電設備を設置するためのフロー	4
IV. 計画・設計	7
1. 特定事業	9
2. 禁止区域	10
3. 抑制区域	11
4. 実施方針協議	15
5. 事業計画の策定	15
6. 事前協議	19
7. 事前周知	20
8. あっせん	26
9. 設計	28
(1)太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項	28
(2)事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項	31
(3)太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項	36
【資料 1 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電に基づく基準）	38
V. 許可申請	43
VI. 施工・完了検査	44
1. 着手	44
2. 周辺環境への配慮	44
3. 施工管理	44
4. 完了検査	44
VII. 設置完了後	46
1. 保全義務	46
2. 非常時の対処	46
3. 撤去・処分	47

I. 目的

大規模な太陽光発電設備については、設置に広大な土地が必要なことから、山林部や農地への設置事例が増加しています。この中には、防災や地盤の安全性、景観保全、環境保全の面で照査が必要であると考えられる事例も見られ、地域住民から反対を受けている事例も発生しています。

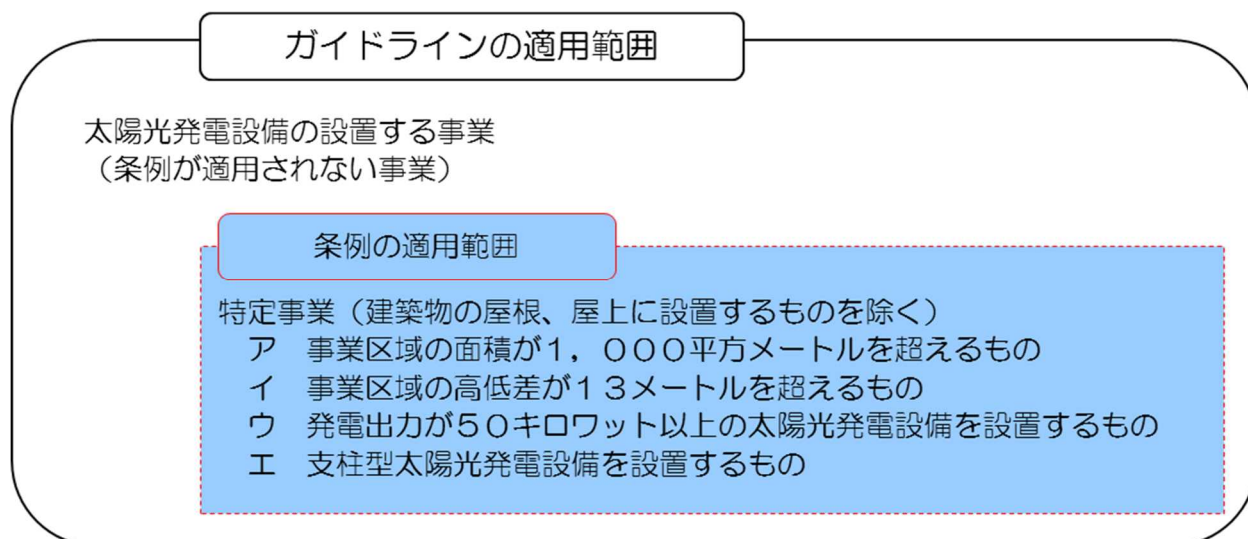
しかしながら、太陽光発電設備の設置行為自体を規制する法令がないことから、本市では、防災面での安全性の確保、景観の保全、環境の保全、住民への周知といった課題に対応したルールづくりの一環として、「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（以下「本条例」といいます。）」を制定し、平成30年4月1日より施行することといたしました。

このガイドラインは、本条例に基づく許可申請を行ううえでの考え方を示すとともに、太陽光発電事業者（本条例の許可が必要でない事業者も含みます。）が、計画・設計の段階において検討すべき事項として、防災面での安全性の確保、景観の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、住民への周知等の措置等を示し、適正な太陽光発電設備の設置が図られるよう、太陽光発電事業者による自主的な取り組みを促すことを目的としています。

II. 適用範囲

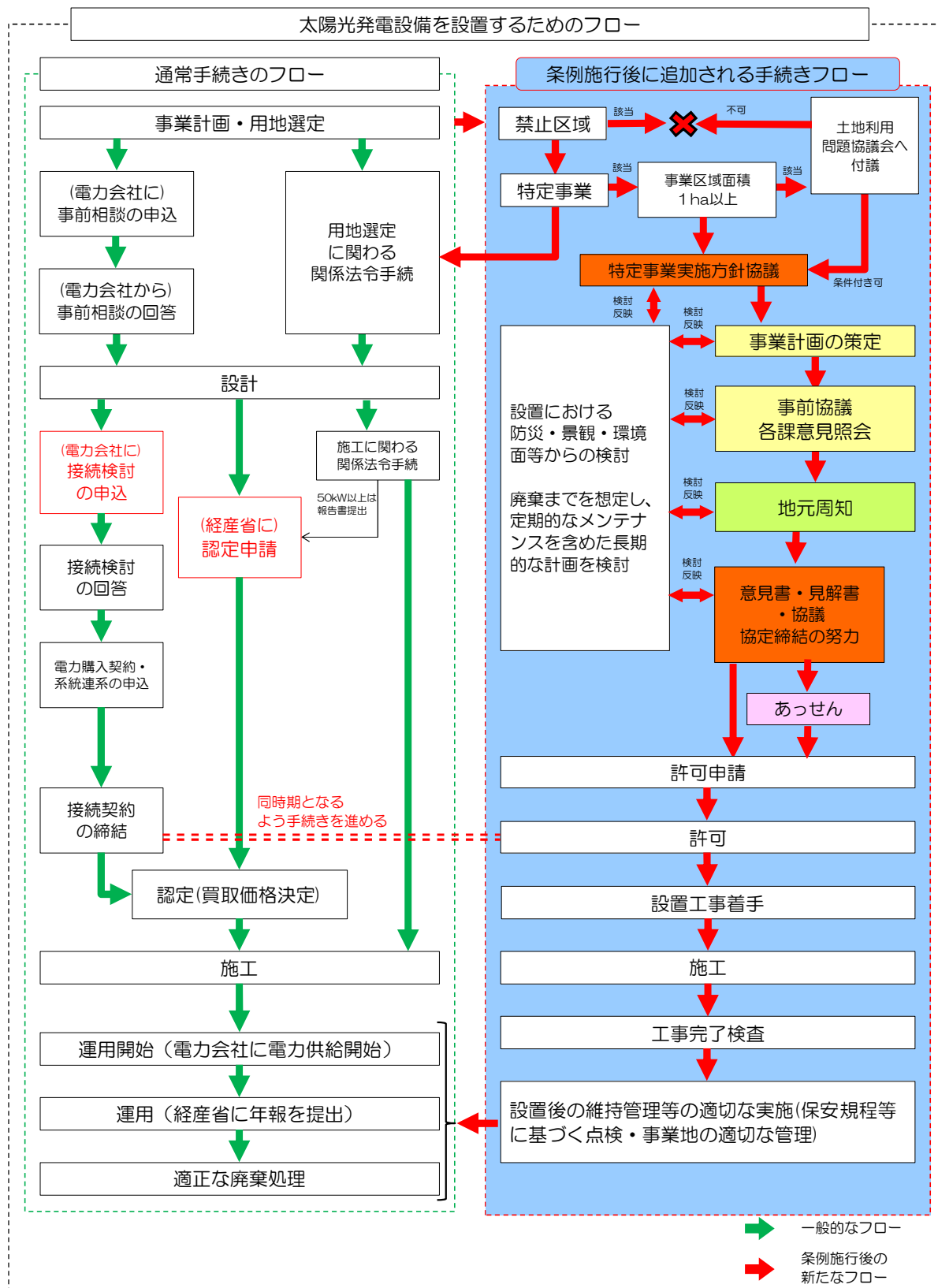
このガイドラインは、本条例に基づく許可申請を行う事業者（設置者及び事業施行者を含みます。以下「特定事業者」といいます。）に適用されます。

上記以外の太陽光発電事業者についても、このガイドラインを参考に事業を実施することが望ましいと考えます。また、機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検・維持管理を行う事業者及びコンサルタント業務等の再生可能エネルギー発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、このガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望ましいと考えます。



Ⅲ. 太陽光発電設備を設置するためのフロー

条例施行前までの太陽光発電設備を新規に設置する場合の通常の手続は、下図の「通常の手続のフロー」に示されている部分ですが、条例施行後に必要となった手続を「条例施行後に追加される手続フロー」として決めました。



【参考】

事業区域の面積が1 ha 以上の事業を実施する場合は、実施方針協議書の提出前に、相談書を提出し、土地利用計画等について、市と協議を行ってください。

この相談書を受けて、市は土地利用について、関係課に意見照会を行った後に、「大津市土地利用問題協議会」に付議する場合があります。この協議会では、事業の土地利用について、市の方針を検討した後に、相談書を提出した者に当該実施方針協議を取り扱うか回答します。

《大津市土地利用問題協議会について》

(1)土地利用問題協議会の審議事項

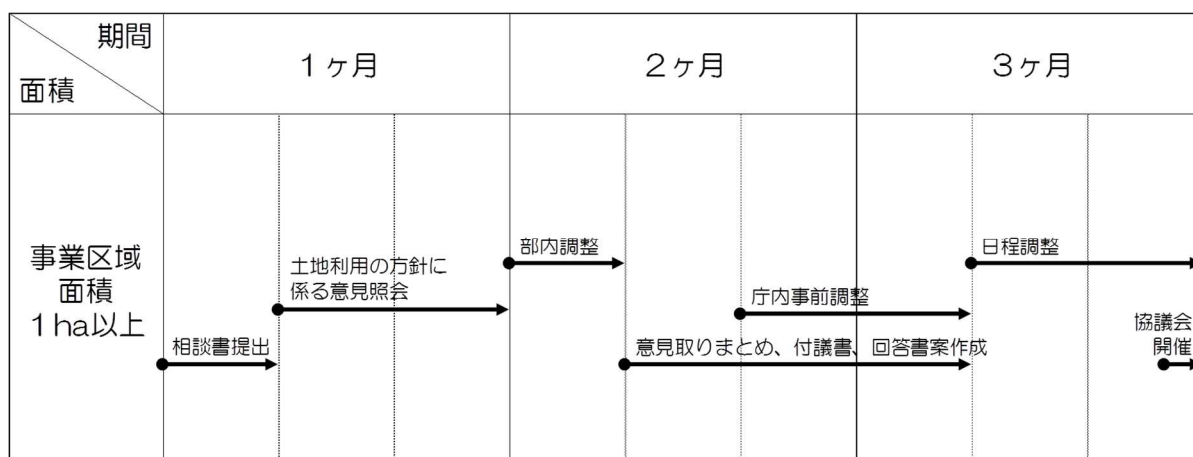
- ①土地利用の総合企画に係る調整に関する事項
- ②土地利用の総合調整に関する事項
- ③重要な開発事業等に係る指導方針又は実施方針に関する事項
- ④市長の特命事項
- ⑤その他会長が必要と認める事項

(2)土地利用問題協議会の不可要件

本市における無秩序な都市化を防止し、都市としての機能の発展を促進するため、土地利用に関する総合調整を行い、もって適正な土地利用の実現を図ることを目的としていることから、これらに反するものは不可とします。

(3) 審議期間

概ね3ヶ月程度



(4)必要図書

- ①相談書 ②位置図 ③計画概要書 ④公図の写し ⑤全部事項証明書
- ⑥現況写真 ⑦現況平面図 ⑧土地利用計画図 ⑨造成計画平面図
- ⑩造成計画断面図 ⑪求積図

図書作成に当たっては、大津市ホームページ（都市計画部開発調整課）から書式等をダウンロードして作成してください。また、詳細相談書（土地利用の適否）チェックリストを参照してください。

Ⅳ．計画・設計

太陽光発電設備の用地の選定に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、自然環境、生活環境等の観点も含めて検討する必要があります。

周辺住民等とのコミュニケーション不足等により、理解が得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例も存在することから、近隣住民の生活環境への影響が過大になる場合には、意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺住民等に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要です。

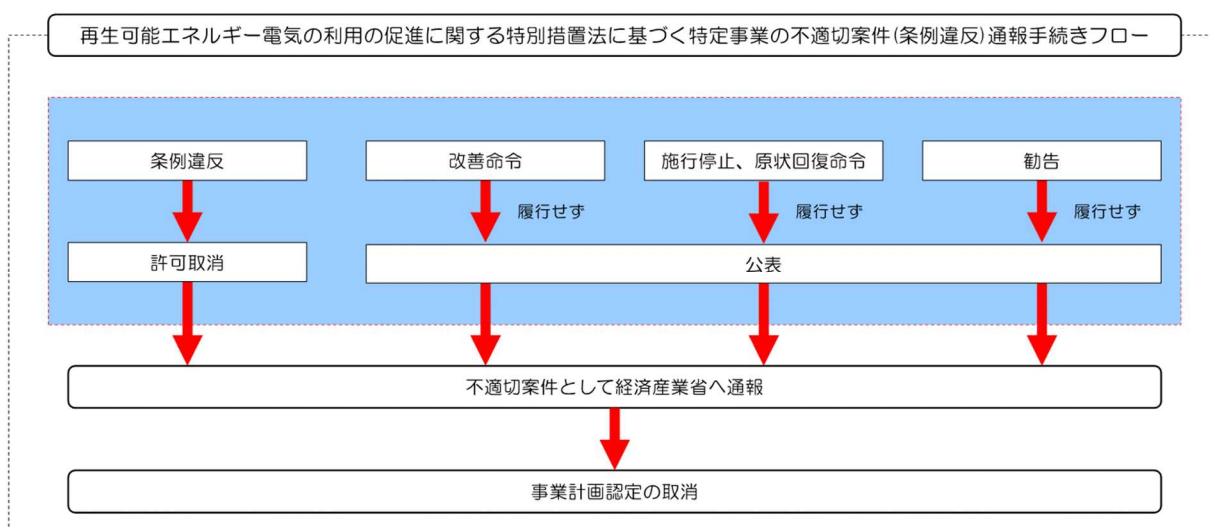
条例では、その特性や現在の太陽光発電の現状を踏まえた上で、「禁止区域」及び「抑制区域」を規定しています。

禁止区域については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項の規定による歴史的風土特別保存地区が該当します。

禁止区域以外を抑制区域として規定しています。抑制区域においては、必要な手続を行い、一定の基準を満たすことで事業実施は可能ではありますが、災害の発生リスク、景観の阻害、自然環境への影響が懸念され、設置について特に配慮が必要になる区域です。

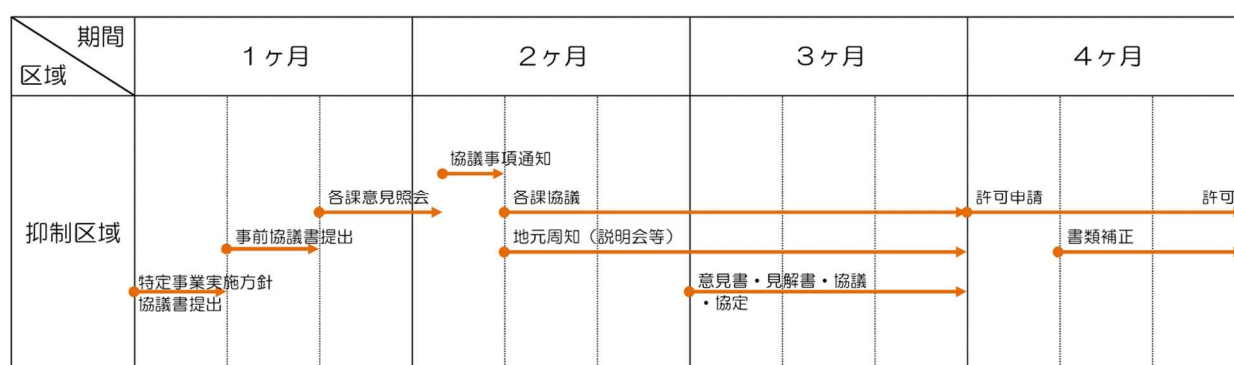
これまでの本市での設置事例や実際の問題となった事例等を踏まえて「Ⅳ．9．設計」において留意事項を記載していますので、十分参考にしてください。

土地及び周辺環境の調査、土地の選定に当たっては、必要な措置や手続等について、国、県及び市の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び本条例の規定を遵守してください。関係法令及び本条例の規定が遵守されない場合、市は、経済産業省に通報します。



なお、条例等に基づく環境アセスメント手続が必要な場合は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」といいます。）における事業計画の認定の申請を行う前に手続を開始することが必要となります。

下図の許可取得に要する期間の目安については、標準的な期間を示すもので、場合によっては、この期間以上の時間を要することもあると考えられますが、効率的に許可申請手続を進めていく際の参考としてください。なお、事業区域の面積が1 ha 以上の事業を実施する場合は、土地利用問題協議会に付議される場合があるため、下図の期間に加え、概ね3ヶ月の期間が必要となります。



（注）土地利用問題協議会に付議される場合は、

抑制区域において、概ね7ヶ月の期間が標準的な期間となります。

【留意事項】

本ガイドラインでは、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づく設計の基準は、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインから抜粋していることから、利用する際には最新版を参照するようにしてください。また、大津市景観計画、大津市開発事業等工事写真整備要領、JPEAの太陽光発電システム被災時の点検・撤去に関する手順・留意点【水害編】についても同様に最新版を参照するようにしてください。

1. 特定事業

本条例の許可が必要となる次の(1)から(4)のいずれかに該当する事業を特定事業といいます。ただし、建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置する事業は含みません。

また、事業には、太陽光発電設備の設置に伴う木材の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含みます。

(1) 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」といいます。）の面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

- 事業の用に供する土地とは、防災、環境等の保全、設備の安全等の許可基準を満たすために必要な土地のことを指します。
- 既に太陽光発電設備を設置した土地や設置中の土地と合わせて設置する場合で、その土地の面積の合計が 1,000 m²を超えるものを含みます。

(2) 事業区域の高低差が 1.3メートルを超えるもの（図 4－1）

(3) 発電出力が 50 キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの

- 実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置し、合算した出力が 50KW 以上になる設備も含みます。

(4) 支柱型太陽光発電設備を設置するもの（図 4－2）

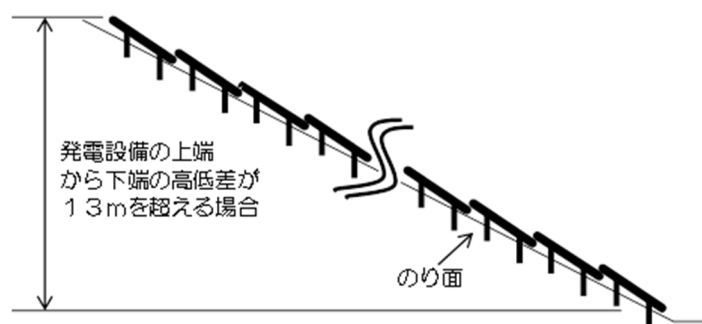


図 4－1 (2) 事業区域の高低差の例

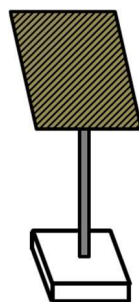


図 4－2 (4) 支柱型太陽光発電設備の例

2. 禁止区域

本条例では、事業を行ってはならない区域を禁止区域として規定しています。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定による歴史的風土特別保存地区においては、太陽光発電設備を設置してはなりません。

表4－1 歴史的風土特別保存地区一覧表

名 称	面 積 (ha)
延暦寺東塔・西塔歴史的風土特別保存地区	約216
延暦寺横川歴史的風土特別保存地区	約74
延暦寺飯室谷歴史的風土特別保存地区	約28
西教寺歴史的風土特別保存地区	約4.4
日吉大社歴史的風土特別保存地区	約32
崇福寺跡歴史的風土特別保存地区	約12
近江神宮歴史的風土特別保存地区	約9.3
園城寺歴史的風土特別保存地区	約25
石山寺歴史的風土特別保存地区	約105

※区域の詳細な範囲は、都市計画部都市計画課で確認してください。

3. 抑制区域

災害の防止又は良好な自然環境、生活環境及び景観の保全のため、特定事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定します。

この区域では、防災、自然環境、景観への影響の観点から多くの課題があるため、立地については慎重な検討が必要な区域です。20年間稼働する太陽光発電を設置し、事業を行っていく上で安全性の確保、自然環境の保全、生活環境の保全、景観の保全、地元周知等は、非常に重要であることから、地域問題となり長期の調整期間を要する可能性や、企業イメージに影響を与えるリスクがあることを理解した上で、「Ⅳ. 9. 設計」に示す、防災、景観、自然環境、生活環境、設備その他の事項により、事業計画について、施工方法、設備等について慎重な検討を行ってください。

なお、令和7年4月1日現在、本市全域が下記（5）に示す宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定されているため、禁止区域以外は全て抑制区域となっています。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域

■砂防指定地

- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の伝統的建造物群保存地区の区域

■伝統的建造物群保存地区

表4-2 伝統的建造物群保存地区一覧

名称	区域	面積（ha）
大津市坂本伝統的建造物群保存地区	坂本一丁目、四丁目、五丁目、及び六丁目の各一部	約28.7

- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の国立公園及び同条第4号の都道府県立自然公園の区域

■琵琶湖国立公園 ■三上・田上・信楽県立自然公園、朽木・葛川県立自然公園

- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域及びこれに準ずる区域

■地すべり防止区域 ■地すべり危険箇所

- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」といいます。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域及び第26条第1項に規定する特定盛土等規制区域

■宅地造成等工事規制区域

■特定盛土等規制区域

- (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区の区域を除く。）

■歴史的風土保存区域

- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区の区域

■風致地区

表4-3 風致地区一覧

風致地区名	面積(ha)
奥比叡山風致地区	1,348.3
比叡山風致地区	2,327.9
大津湖岸風致地区	193.1
園城寺風致地区	888.7
音羽山風致地区	1,124.8
茶臼山風致地区	20.3
瀬田川風致地区	615.6
伽藍山風致地区	98.7
岩間山風致地区	277.5
袴腰山風致地区	135.5
立木山風致地区	170.3
建部大社風致地区	2.3

- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域

■急傾斜地崩壊危険区域

■急傾斜地崩壊危険箇所

- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域及びこれに準ずる区域

■土砂災害特別警戒区域 ■土石流危険渓流

- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域

■鳥獣保護区

※区域の詳細な範囲は、各法令を所管している部署で確認してください。



図4-3 禁止区域及び抑制区域図

4. 実施方針協議

特定事業を行う場合、当該特定事業の実施方針について市長と協議しなければなりません。

協議を行うためには、位置図、実施方針、現況写真を実施方針協議書に添えて、提出してください。

実施方針には、次に掲げる事項について記載してください。

(1)防災

- 調整池、沈砂池、地下排水工、のり面保護工、のり面排水工等

(2)環境

- 希少動植物への措置、汚濁水への対策、植栽方針（外来種の抑制）等

(3)景観

- 眺望景観保全地域における措置、設備の色彩等

(4)設置工事施工方針

- 切盛土のバランス、区域外搬出の抑制等

5. 事業計画の策定

本条例の許可を受けるためには、特定事業に係る工事（以下「設置工事」といいます。）に着手する前に、事業区域の周辺状況を勘案し、実情に合わせた当該特定事業に係る計画（以下「事業計画」といいます。）を定める必要があります。この事業計画は以降の関係各課との事前協議を円滑に進めるために必要な書類となります。事業計画には、次に掲げる(1)から(6)の事項を定める必要があります。

なお、許可を要しない設置工事についても、以下の点を参考に工事計画を策定することで、周辺住民等への周知に必要な書類となるため、事業計画を策定するようにしてください。

(1) 事業者の氏名及び住所

(2) 現場管理者の氏名及び住所

(3) 設置工事の着手予定日及び完了予定日

(4) 事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積

- 工区分けを行った場合は、調整池や沈砂地等の防災に関する施設を含む工区を先に完工させなければなりません。
- 事業区域と道路（法定外道路及び普通河川等含む）との境界について管理者と協議し、必要に応じ境界明示を受けてください。

(5) 設置工事の設計

- 造成について、切土高さ、盛土高さ、擁壁の有無等を記載してください。（例：盛土高さ〇〇m、宅造認定品プレキャスト擁壁見え高〇mを設置）
- 雨水排水対策について記載してください。（例：調整池を設置し、前面道路側溝に排水）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

①太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画

- 気象（年間降雨量、集中豪雨の実績、年間降雨パターン等）、地形（水系、集水面積、地すべり地形、崩壊跡地等）、地質（断層、崖すい、軟弱地盤、湧水、地下水、地層の傾斜等）、周辺環境（民家、井戸水、河川、道路等）を考慮して、必要な防災措置（防災調整池^{注1}、沈砂池、簡易な土砂流出防止工、仮排水工等）について記載してください。

注1：調整池を計画する場合は、その位置、規模、構造、管理協定等について協議してください。

- 工事量、工種及びその内容等を十分把握したうえ、集中豪雨や台風時期における降雨、冬の乾燥期における山火事の発生など、施工時期を考慮した工程計画について記載してください。
- 工事現場付近での第3者に対する災害、搬出入経路における交通事故等の対策について記載してください。

②事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する計画

- 工事施工中の濁水流出防止対策について記載してください。（汚濁水の測定、点検、濁水が確認された場合の対策等）
- 太陽光反射角の調整、植栽やフェンス等による軽減措置について記載してください。
- その他太陽光発電設備に関する事項として、事業区域及びその周辺における良好な自然環境等の保全に関する事項（P.31 参照）の措置について記載してください。

③設置工事の施行に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画

- 工事用車両^{注2}や重機などが使用される設置工事現場は、騒音源となる可能性があることから、これらの対策について記載してください。

注2：工事車両については車両制限令を遵守し、必要に応じ特殊車両通行許可等を取得してください。

④資材、廃材等の管理に関する計画

- 資材、廃材等の搬出入の時間帯の指定等について記載してください。（例：資材等の搬出入については、児童登下校時間帯を外した9時～14時とする。）

⑤既存の道水路等の管理に関する計画

- 既存道水路等の破損等の対策について記載してください。また、破損した場合の措置についても記載してください。（例：縞鋼板養生により道路舗装等の破損を防止、破損した場合は事業者により補修を行う。）

⑥太陽光発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他太陽光発電設備に関する事項

- 経済産業局に提出する事業計画の認定の申請書に記載している内容と整合させてください。

⑦特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項

- 前面国道、県道、市道の整備が必要な場合は、各道路管理者と整備内容について協議し、道路法に基づく許可を取得してください。
- 法定外道路及び普通河川等の整備が必要な場合は、大津市法定外道路及び普通河川等の管理に関する条例に基づく許可を取得してください。また付替え、払下げ等の用地処理が必要な場合は、所定の手続を行ってください。
- 関係法令^{注3}手続の進捗状況について記載してください。（例：盛土規制法（事前協議提出、各課意見照会中））

注3：代表的な関係法令の一覧を表4-4に示します。

⑧再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況

- 手続状況について記載してください。（例：電力会社に事前相談中）

※上記項目の記載内容は、事前協議、許可申請等の各手続を行う時点における最新の内容を記載する必要があります。（例：事前協議：許可を得ます。→ 許可申請：許可を得ました。）

表4-4 関係法令一覧表

関係法令等	内容	機関	部局	担当課
盛土規制法	許可、届出	市	都市計画部	開発調整課
自然公園法	許可、届出	県	琵琶湖環境部	自然環境保全課
滋賀県自然環境保全条例	許可等	県	//	//
森林法	伐採届	市	産業観光部	農林水産課
//	保安林関係、林地開発	県	琵琶湖環境部	滋賀県西部・南部森林整備事務所、森林保全課
農業振興地域の整備に関する法律	転用許可	市	産業観光部	農林水産課
農地法	農地転用許可、届出	市	農業委員会	事務局
景観法	届出、事前協議	市	都市計画部	都市計画課
大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例	許可	市	//	//
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	許可、届出	市	//	//
道路法	市道	市	建設部	路政課、道路・河川管理課
//	県道、主要地方道、県管理国道	県	大津土木事務所	管理調整課
//	国道	国	国土交通省	滋賀国道事務所
大津市法定外道路等管理条例	許可、届出	市	建設部	路政課
河川法	準用河川、普通河川	市	//	//
//	琵琶湖、一級河川	県	大津土木事務所	管理調整課
//	瀬田川（石山より南部）	国	国土交通省	琵琶湖河川事務所
砂防法	届出等	県	大津土木事務所	管理調整課
地すべり等防止法	許可等 確認	県 市	農政水産部 大津土木事務所 産業観光部	農村振興課（上仰木・雄琴） 管理調整課（和邇） 田園づくり振興課
文化財保護法	許可等	市	市民部	文化財保護課
大津市伝統的建造物群保存地区保存条例	許可等	市	//	//
大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	許可等	市	環境部	産業廃棄物対策課

※上表以外の法令についても、所管部局が必要と判断した際には、適切に対応すること。

6. 事前協議

本市では、関係法令の手続を円滑に行うために、事前協議制度を採用しています。事前協議書を作成し、国、県、市の関係各課に意見照会を行うことにより、関係法令の手続を遺漏なく進めることができます。

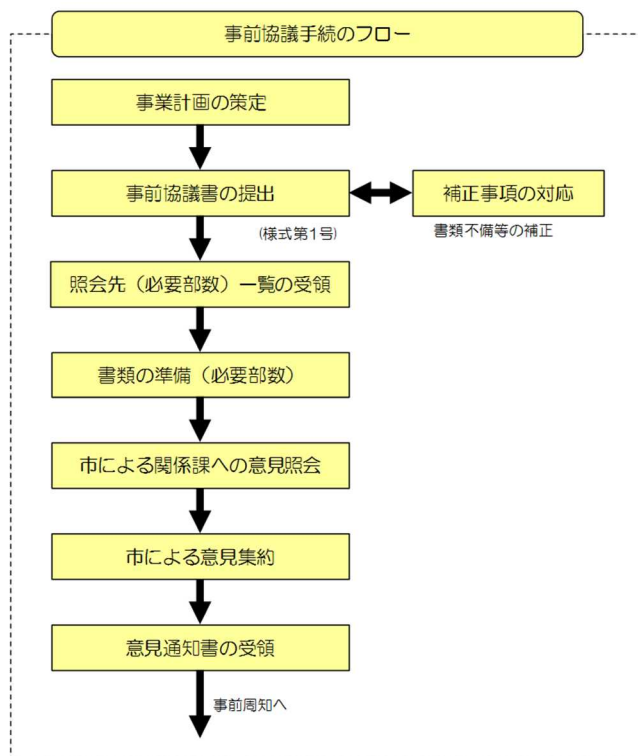
事前協議書の作成については、大津市のホームページに掲載しているチェックリストを参考に作成してください。

各課からの意見については、市が意見を集約して事前協議書を提出した者に通知します。

事前協議者は、通知を受理した日から起算して1年を経過する日までに協議すべき

事項の所管課又は関係機関との協議を開始しなければなりません。同日までに当該協議を開始しない場合は、当初提出された事前協議書と変更が生じている可能性があるため、改めて事前協議書を市長に提出する必要があります。

事前協議者は、協議すべき事項の全てについて所管課長又は関係機関の長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果をとりまとめ、本条例の許可申請図書に添付しなければなりません。



7. 事前周知

意見通知書を受領した申請予定者は、事業を予定していることを周辺住民等に周知するために、速やかに当該特定事業の事業区域の見やすい場所に、事業計画の概要を記載した標識を設置し、市長に報告してください。

(1) 説明会等の開催

標識を設置した後に、説明会等により事業計画を周辺住民等に対し実施するものとし、防災、景観、環境の対策等についてシミュレーション写真（合成写真による完成予想図）や排水計画図等により分かりやすい説明を心掛け、次のアからエについては、周辺住民の方が事業に対して不安に感じている事項ですので、必ず説明するようにしてください。また、オ〜クについて

も説明会等の際に周知しなければなりません。説明会以外の周知方法については、周知ビラの各戸配布や戸別訪問による説明等が考えられますが、事前に自治連合会（事業区域が複数の学区を含んでいる場合は、大津市自治連合会）や自治会等と十分な協議を行い、決定してください。

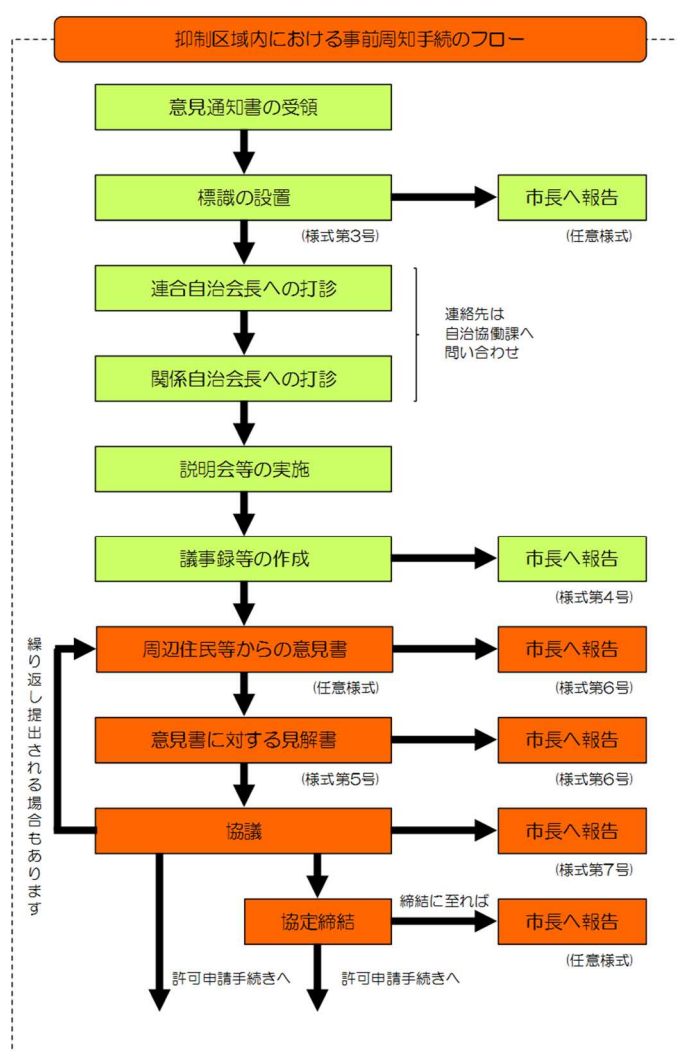
ア 事業計画の内容

- 設置工事の内容、作業時間帯、作業曜日、雨天時の施工、資材等の搬出入経路、交通誘導員の配置、防災措置、非常時の連絡体制等の設置工事に係る事項

イ 設置後の保守点検及び維持管理の計画

- 保守点検及び維持管理のスケジュール、人員配置・体制、範囲、方法、安全対策等に係る事項

ウ 設置後の災害等の非常時における対処



- 台風等の災害時の発電設備破損等に対する対応、地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の連絡先及びその対応等に関する事項

エ 撤去及び処分の計画

- 事業期間、事業終了後の撤去、処分にに関する事項

オ 周辺住民等から事業計画に対する災害の防止又は良好な自然環境等の保全の見地からの意見の申出を受け付ける期間

- 説明会等の実施日の翌日から2週間程度が望ましいと考えます。

カ 受付場所

- 事業者の事務所等

キ 意見の申出の方法

- 言語の指定：手続を円滑に進めるためには、言語を指定する必要があります。（例：使用する言語は日本語）
- 提出方法：郵送、FAX、メール、持参などが考えられます。それぞれの提出に必要な住所、あて先、FAX 番号、メールアドレスの周知が必要です。

ク 個人情報の適正な取扱いのため事業者が講ずる措置の内容

- 個人情報の取り扱いについては、慎重に取り扱うこと、見解書の提出など事前周知に関わることを以外に使用しないことを周知してください。

(2)周辺住民等の範囲

事前周知は、以下に掲げる者に対して行う必要があります。遺漏のないように十分な確認をするようにお願いします。

ア 特定事業区域の敷地境界線から
水平距離20メートル以内に存
する土地及び建築物の所有者、
管理者及び居住者等

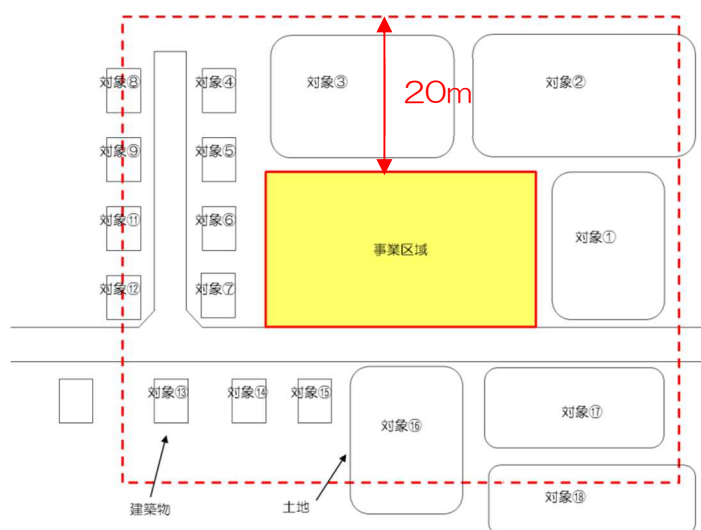


図4-4 (ア)の周知範囲例

ウ 特定事業の施行に要する工事車両の運行経路及び予定建築物等を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、特定事業区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者

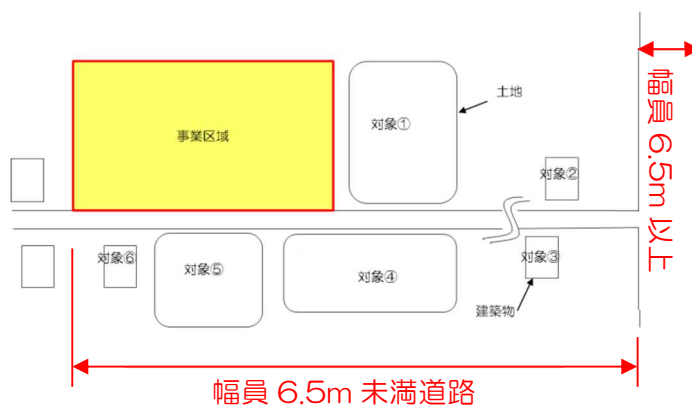


図4-5 (ウ)の周知範囲例

エ 特定事業区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認めた者

- 自治連合会等とは、学区自治連合会、大津市自治連合会のことを指します。事業区域が複数の学区を含む場合は、大津市自治連合会にも周知が必要な場合があります。

オ 前各号に掲げる者のほか、特定事業により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの

- 特定事業により影響を受ける者とは、事業区域の下流に水利権等を有する農林漁業関係者等を指します。

(3)説明会実施の市長への報告

説明会等により事前周知を実施したときは、事前周知結果報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告します。

ア 周知に使用し、又は配布した図書の写し

イ 周知を行った地域の範囲を示した図面

ウ 周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げる図書

➤ 説明会で配布した資料

➤ 説明会を開催した状況を確認することができる写真（参加者の判別を行うものではありませんので、会場の後方からの遠景の状況写真を添付してください。）

➤ 説明会に出席した者の名簿の写し

エ その他市長が必要と認める書類（事前周知を行う上で、必要な書類）

(4)意見書の提出

周辺住民等は、災害の防止又は良好な自然環境等の保全の見地から事業計画に対する意見を申し出ることができます。

事業者は、意見の申出があった場合は、速やかに市長に報告しなければなりません。

(5)見解書の提出及び協議

事業者は、意見に対する見解書を周辺住民等に提出し、当該意見を申し出た者と誠意をもって協議しなければなりません。協議は、対面により行うものとし、申出に至った理由や根拠、それに対する見解の理由や根拠を明確にしたうえで、傾聴の姿勢を持って進めることが大切です。なお、双方が合意した場合は、ＷＥＢ会議等による協議でも良いと考えます。

また、当該意見に対する見解書を提出したときは、速やかに市長に報告しなければなりません。

さらに協議を行ったときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければなりません。

(6)協定の締結

協議内容を明文化し、双方の合意の証とする場合は、協定書を締結します。協定内容については、強制するものではありませんが、次に掲げる事項について定めることが考えられます。

- 工事施工中の安全に関すること
- 設置完了後の維持管理に関すること
- 災害時の対応に関すること
- 撤去・処分に関すること
- 災害時の協力体制に関すること（給電など）
- 地域の環境保全への協力
- 地域の発展や利益の還元に努めること

事業区域及びその周辺地域の災害の防止及び良好な自然環境等の保全に係る事項等について、以下に掲げる者と協定を締結するよう努めなければなりません。

ア 周辺住民等で構成される地縁団体の長

イ 事業区域から排出された水が流入する河川（これに接続するかんがい用水路を含む。）の流水を利用する農業者等であって、特定事業の施行に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある者として市長が認めるものが属する農業組合その他関係団体又はその代表者

ウ 事業区域周辺の森林を管理する森林組合等又はその代表者

エ 前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

事業者は、協定を締結したときは、速やかに当該協定に係る書面の写しを市長に提出してください。

8. あっせん

(1)紛争の自主的解決

周辺住民等又は申請予定者は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければなりません。

なお、紛争とは、特定事業の実施に伴い、関係地域に生じるおそれのある防災上又は良好な自然環境等の保全上の支障に関して、周辺住民等と申請予定者との間で生じる争いをいいます。

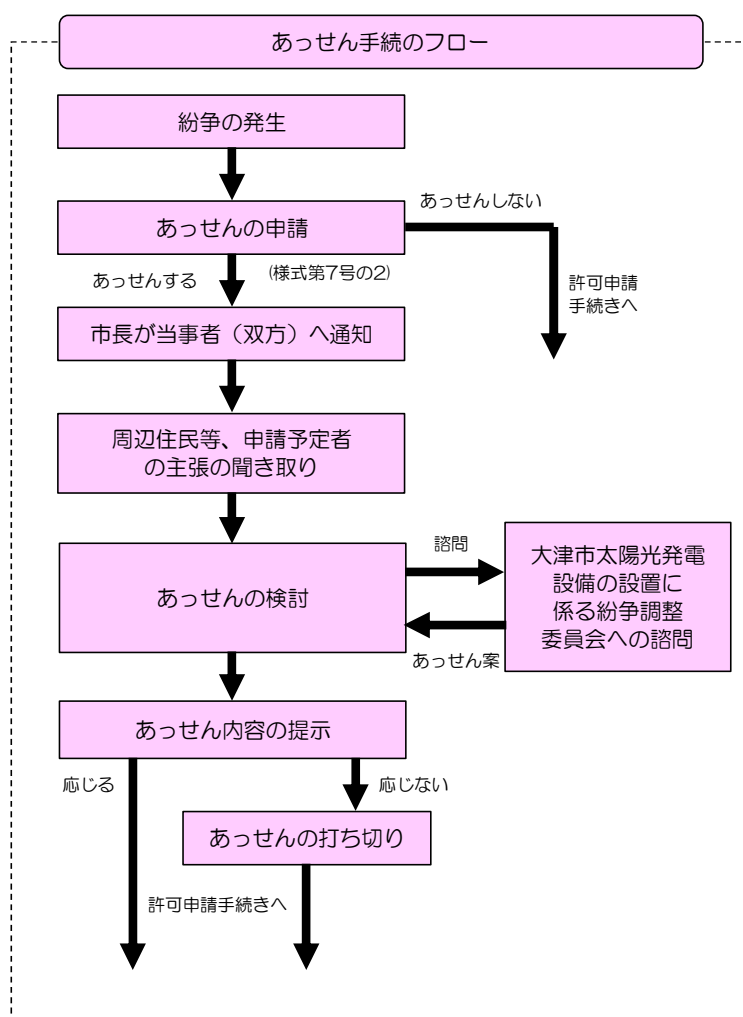
また、事業計画の変更の許可に係る申請をしようとする場合においても同様となります。

(2)あっせん

①あっせんの申請

紛争の自主的解決ができない場合は、周辺住民等又は申請予定者は、市長に対し、あっせんの申請をすることができます。なお、このあっせん制度は、禁止区域を除く全ての区域における紛争に対して利用することができます。

ただし、実施方針協議、事前協議、事前周知等、必要な手続を誠実に履行していない者からの申請である場合や、その他その性質上市長があっせんを行うことが適当でない案件の場合は、あっせんしないことがありますので、十分留意してください。



②主張の聞き取り

あっせんを行うときは、周辺住民等と申請予定者に対して、双方の主張の要点を確かめるために、個別に聞き取りを行います。対面による聞き取りを原則としますが、感染症拡大防止の取組等が必要である場合は、WEB会議等により行うものとします。

主張については、下記の項目についてまとめていただき、円滑な聞き取りにご協力をお願いいたします。

- 地域の特性（地形、文化、景観、自然環境、生活環境など）
- 設置による影響（防災、景観、自然環境、生活環境への影響など）
- 対応策（幅員〇mの緩衝帯設置などの具体的な対応策があれば）
- 対応策を講じた場合の効果（設置による影響を〇〇のように解消又は緩和できるなど）

③あっせん内容の提示

あっせん案については、周辺住民等と申請予定者の主張を十分整理し、必要に応じて、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）に公平公正な立場で作成いただきます。

このことから、あっせん案は設置可否の判断の重要な要素になるものと考えています。

④あっせんの打ち切り

周辺住民等と申請予定者があっせんに応じない場合は、あっせんを打ち切ることになります。また、紛争が解決する見込みがない場合についても同様となります。

なお、あっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知します。

⑤あっせん後について

ア 周辺住民等と申請予定者の双方が、あっせん内容に応じる場合は、再度紛争が生じないように、協定を締結するようにしてください。

イ あっせん内容に双方のいずれかが応じない場合、申請手続に進むことになりますが、あっせん案は、調整委員会に公平公正な立場で作成いただいたものですので、十分留意していただき、申請書類を作成するようにしてください。

9. 設計

太陽光発電設備を設置する場合には、次に掲げる防災、環境、景観、設備に関する事項を遵守して設計してください。

(1)太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項

ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲としなければなりません。

- 自然斜面の地山は、地層分布や土質及び岩質などが極めて複雑、かつ不均一である場合が多くなっています。しかも切土したのり面は、施工後時間の経過とともに、風化や表面流水による侵食に伴って次第に不安定になっていきます。よって、造成を行う場合は、必要最小限度の範囲で行ってください。

イ 事業区域において造成を行う場合は、当該造成が盛土規制法第10条に規定する宅地造成等工事規制区域内及び同法第26条に規定する特定盛土等規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の技術的基準の例による基準に適合したものでなければなりません。

- 工事の技術的基準の例とは、盛土等防災マニュアルの解説のことを指します。また、大津市開発許可制度に関する基準も参照し、技術基準の参考としてください。
- 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、崖面とはその地表面をいいます。（「崖」については、崖面の崩落を防ぐために擁壁の設置が必要となります。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合、または周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りではありません。

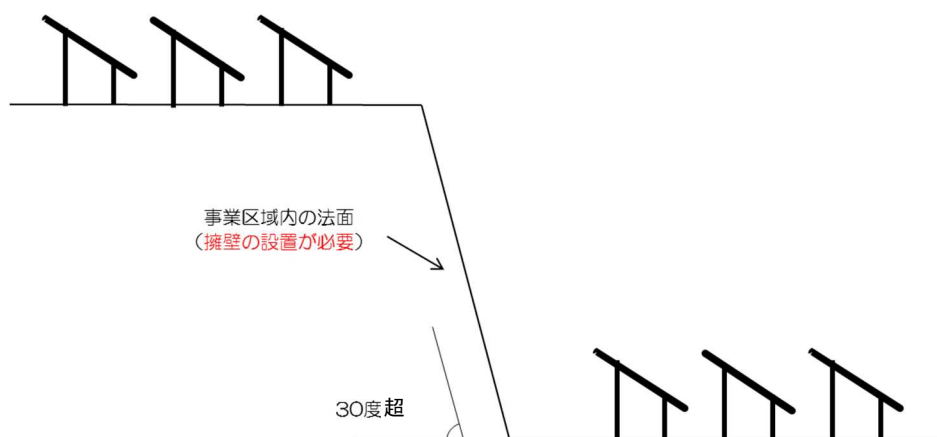


図4-6 事業区域内の「崖」の事例

- 切土をする場合は、のり面勾配、安定性、のり面の形状及び施工方法等の検討
- 盛土をする場合は、原地盤の把握、のり面勾配、安定性、形状、盛土全体の安全性、地下水の排除、盛土内排水層及び施工方法等の検討
- のり面保護工、のり面緑化工及びのり面排水工設計・施工等の検討
- 擁壁の種類・選定及び各種擁壁の設計・施工の検討
- 軟弱地盤の判定及び軟弱地盤対策（地盤改良等）の検討
- 排水施設及び下流河川等の治水対策（河川改修、調整池、沈砂池等）の検討
- 工事施工中の仮設防災調整池、簡易な土砂流出防止工及び仮排水工等の検討
- 滑動崩落防止対策の検討

ウ 傾斜度が15度以上である土地に太陽光発電設備を設置する場合は、土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い、傾斜地盤の安全を保つための措置が必要である場合は、対策を講じなければなりません。

- 傾斜地盤の安定に必要な安全率（ F_s ）は1.5以上とします。また、地震時における傾斜地盤の安定に必要な安全率（ F_s ）は1.0以上とします。なお、地震時の安定計算に必要な水平震度は0.25とします。
- 特に自然斜面や切土したのり面への設置は、地層分布や土質及び岩質などが極めて複雑、かつ不均一である場合が多いことから、安定計算は十分な土質試験等が必要であり非常に困難なものとなります。よって、設置場所の変更も含めて慎重に検討してください。

エ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設を設置しなければなりません。

- 造成がない場合においても、樹木の伐採等により流出係数が変化することから、排水施設が、当該地域における降水量を勘案し、構造及び能力で適当に配置されている必要があります。
- 雨水排水について、原則として流域を変更しないように計画してください。やむを得ず現状の流域を変更する場合は、放流先に十分能力の余裕があることを確認の上、管理者と協議することが必要となります。排水施設は、盛土等防災マニュアル（Ⅶ. 治水・排

水対策）及び大津市開発許可制度に関する基準（５ 雨水排水施設）に基づき設計してください。

- 流出係数は、表４－５の値を標準とし、集水域全体を加重平均して算出してください。
森林法、河川改修等により、表４－５より数値が大きくなる場合は、その値を用いて計算してください。

表４－５ 太陽光発電設備の設置に係る工種別流出係数

工種別	流出係数	具体例
太陽光パネル	0.9	太陽光パネル、キューピクル、パワーコンディショナー等
道路	0.85	アスファルト舗装、コンクリート舗装の道路
その他不透水面	0.80	地表面がコンクリート等で覆われた箇所、岩
水面	1.00	池
間地	0.30	空き地、資材置場、畑、砕石が敷設された箇所
芝樹木の多い公園	0.25	都市公園等
山地	0.40	勾配のある林地
水田	0.70	田（休耕田、畦畔を含む）及びこれに盛土した箇所

オ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設を設置しなければなりません。

- 事業区域の雨水排水を放流する河川等（事業区域を貫流する河川等を含む）が流下能力を有するかどうか調査し、事業区域周辺及び下流域に溢水等の被害の生じる恐れがある場合は、その対策として河川改修又は調整池の設置等適切な措置を行う必要があります。
- 調整池等の設計は、盛土等防災マニュアル（Ⅶ．治水・排水対策）及び大津市開発許可制度に関する基準（５ 雨水排水施設）に基づき設計してください。

※ 擁壁の技術基準、工事中の防災措置の基準については、大津市盛土規制法に基づく許可制度の基準第４章を参照のこと。

※雨水排水施設の技術基準については、「大津市開発許可制度に関する基準」を参照のこと。

(2)事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境等の保全に関する事項

ア 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものでなければなりません。

- 森林や草原、川等がある自然環境豊かな箇所に隣接する場合には、既存樹木等を活かす計画としてください。
- 自然環境保全上特に必要があるときは、設置工事を数ブロックに区分して、ブロック間に緩衝エリアとしての緑地を設ける等、自然の連続性に配慮した施工としてください。
- 事業区域内に良好な自然環境の存する土地や レッドデータ種等の希少野生動植物が生息、生育する土地がある場合には、保全措置を講じる必要があります。
- 地域の植生を考慮し、事業地内の用土の活用や現存樹木の移植等、地域の植生に適合した緑化を行ってください。
- 新たに植栽を行う場合は、地域の自然植生に適合した樹種を選定してください。

イ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられている必要があります。

- 水資源の確保を図るため、浸透施設等を設置等により地下水の涵養機能の保持に配慮する必要があります。

ウ 設置工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

エ 大津市景観計画に定める眺望景観保全地域において事業区域の高低差が13メートルを超える事業、又は支柱型太陽光発電設備を設置する事業を行う場合は、同計画に定める重要眺望点及び主要眺望点から見通したときの景観に与える影響を当該特定事業が、検討するとともに、良好な景観の保全のための必要な措置が講じられている必要があります。

- 大津市景観計画ガイドライン 4 眺望景観基準編の手順に沿って、検証してください。
- 太陽光発電設備を背景の色彩と同化させることや分散して配置のうえ植栽等を用いる等、人工物の存在感を軽減させる工夫を行ってください。
- 電線、電柱等を設置する場合で景観に影響を与えるときは、電線類地中化を検討してください。

表４－６ 眺望景観保全地域及び重要眺望点一覧表

眺望景観保全地域名	配慮が必要な重要眺望点
北部湖岸地域	建築行為などの場所ごとに眺望点を定めます
堅田地域	浮御堂（北向き）
雄琴地域	浮御堂（南向き）
園城寺門前・西大津都心地域	大津港 大津湖岸なぎさ公園（打出の森） 園城寺観音堂（展望所）
大津都心地域	柳ヶ崎（びわ湖大津館） 名神高速道路（大津 S.A.）
旧東海道沿道地域	瀬田湖岸緑地（琵琶湖漕艇場）
瀬田唐橋地域	唐橋公園

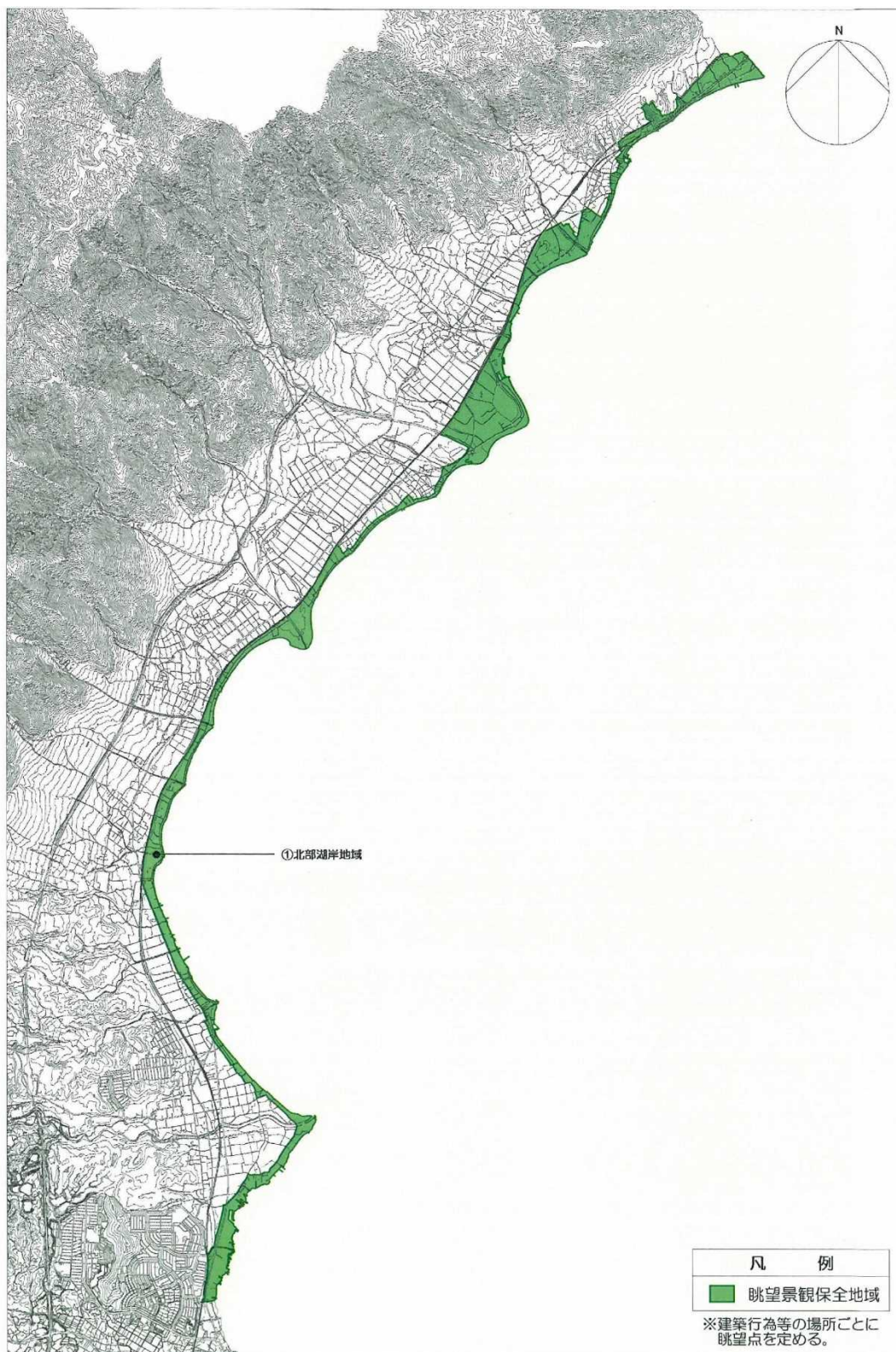


図4-7 眺望景観保全地域図1

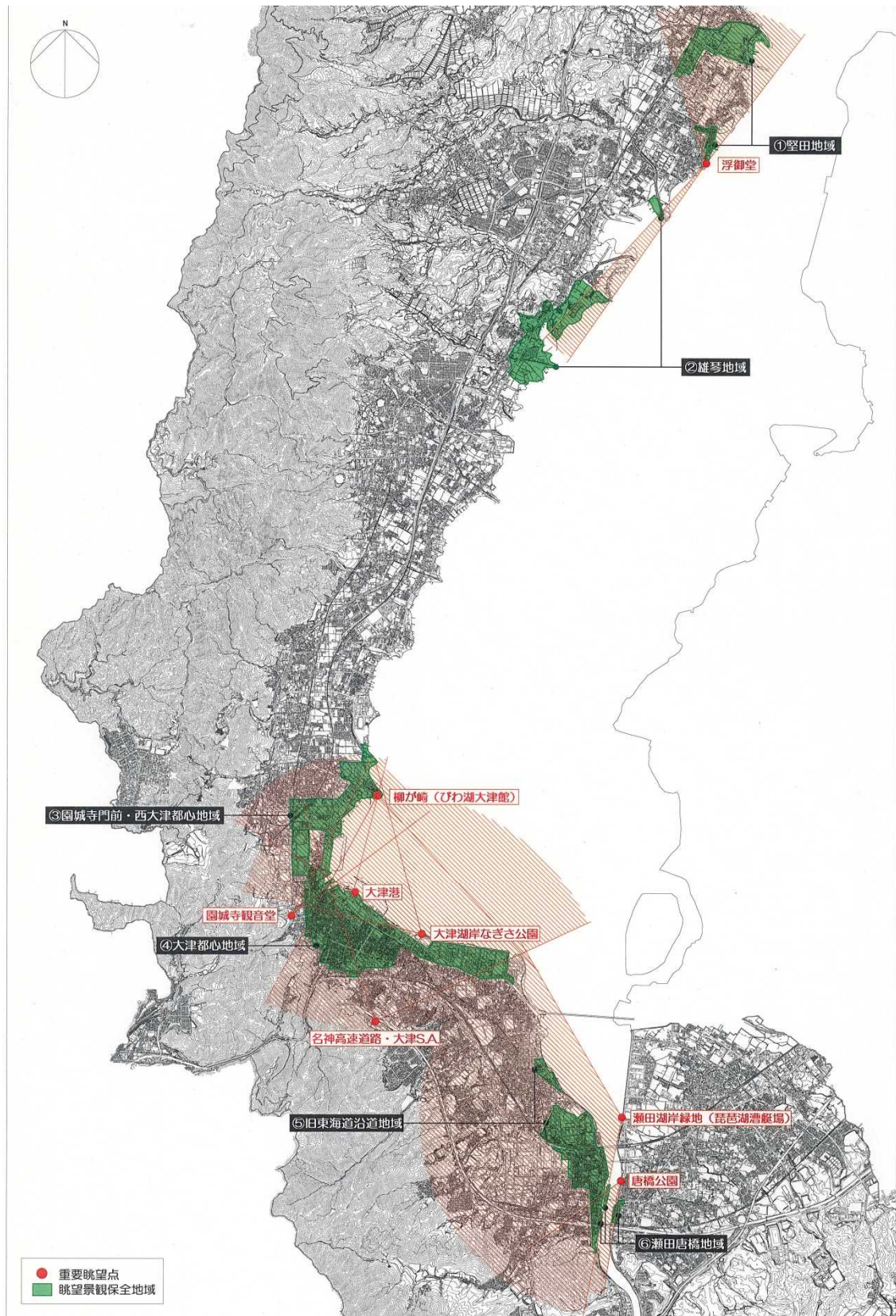


図4-8 眺望景観保全地域図2

オ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用してください。

- 低反射（反射光を抑える処置がされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていない等のものを使用してください。

カ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用してください。

- 周囲から太陽光発電設備が見えないような措置等を行う場合を除き、景観に配慮された太陽電池モジュールと同様にしてください。

キ 太陽光発電設備に係るパワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備は、周囲の景観に調和した色彩としてください。

- 周囲から太陽光発電設備が見えないような措置等を行う場合を除き、茶系色等周囲の景観と調和した色彩としてください。

ク 事業区域に近接する住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていなければなりません。

- 住宅だけでなく、事務所、店舗に対しても同様な措置を講じてください。
- 植栽と不透過性のフェンス、小堤等を組み合わせることにより、高い効果が得られると考えます。
- 植栽を設置する場合には、獣害（食害）の対策として獣害対策フェンスの設置等を検討してください。
- 住宅等に近接していなくても、危険防止の観点から第三者が発電設備に容易に近づくことがないように、植栽、フェンス等の設置は望ましいと考えます。

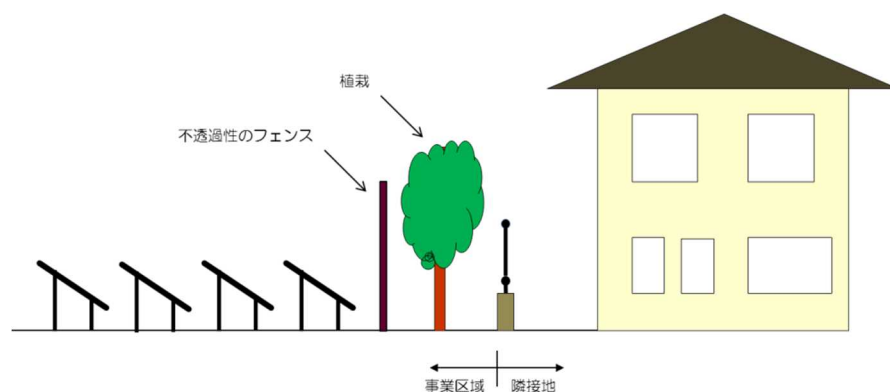


図4-9 反射光軽減措置の例

ケ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていないければなりません。

➤ 住宅等に隣接しないように設置することが望ましいと考えます。

(3) 太陽光発電設備の設計の安全性の確保に関する事項

ア 再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれていることが必要です。

➤ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行ってください。

➤ 資源エネルギー庁所管の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づき設計してください。

➤ 再エネ特措法に基づく事業者と電力会社による接続契約が締結されていることにより、再エネ特措法に基づく事業計画認定を受けることが確実であると判断します。

➤ 同時許可等となる関係法令がある場合は、当該法令の申請書等の写しを本条例の許可申請書に添付してください。

イ 再エネ特措法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあっては、同条第4項の認定における再生可能エネルギー発電設備の設計に関する技術的基準の例による基準に適合したものでなければなりません。

➤ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行ってください。

➤ 発電設備の設計が適切でない場合、電気設備の焼損やこれに伴う周辺建築物等への延焼の発生、台風等の強風に伴う太陽電池モジュールの飛散や架台の損壊等、発電設備による事故の発生を招き、第三者への損害賠償の発生、運転停止による発電機会の損失や修理費用の発生などのおそれがあります。そのため、発電設備の設計段階において、例えば、緑地を設け隣接地との間に緩衝帯を設置することなど、安全の確保に必要な設計を行うことが強く求められます。

- 事業計画認定を受けない事業を行う場合についても、資源エネルギー庁所管（事業計画策定ガイドライン（太陽光発電））に基づき設計してください。

【資料1 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づく設計の基準（地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドラインより抜粋）】

太陽光発電設備の設計は電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守しなければならない。

2. 発電設備の設計

② 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

【解説】

②について、電気事業法においては、発電設備の規模に関わらず、全ての太陽光発電事業者に対し、技術基準への適合義務が課されている。具体的には、発電設備の安全を確保するために、電技省令を遵守し、その際、電技省令に定める技術的要件を満たす技術的内容を具体的に説明した電技解釈を参照し、これと同等又はこれ以上の技術的内容を確保し、電気事業法の技術基準に適合することが求められる。なお、出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、電気事業法の定めに従い、所轄する産業保安監督部に工事計画を届出する必要がある。この手続において、第三者による設計確認がなされる。その際、届出をしてから 30 日のうちに特に所轄の産業保安監督部から変更の指摘をされなければ工事に着工することができるが、指摘があった場合には、適切に対応することが必要である。

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）より抜粋

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に基づく設計に当たっては、以下の(1)から(3)について、安全性が確保されている必要がある。

(1)基礎

(2)架台

(3)耐久性

設計に当たっては、日本工業規格 JIS C8955(2017)に即した「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」のほか、各種団体が作成したガイドライン等を参考にして、設計するよう努めることで、上記(1)から(3)の安全性が確保されと考えられる。

ガイドラインの名称	発行元
地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン	太陽光発電システムの安全設計に関する検討委員会
太陽光発電システム耐風設計マニュアル	太陽光発電システム風荷重評価研究会

(1)基礎

太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。

- ・基礎の形式は、架台の規模、重量及び地盤特性を考慮して、地盤も含め適切なものとし、構造は、鉄筋コンクリート造による直接基礎、又は杭基礎（支持杭および摩擦杭）とする。

①地盤の許容応力度

- ・地盤の許容応力度は、建築基準法施行令第 93 条の規定を準用すること。また、地盤調査又は載荷試験により地盤の許容応力度を求めるときは、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号を参考に決定すること。

②直接基礎の設計

- ・直接基礎で架台を支持する場合は、「平成 12 年国土交通省告示第 1347 号（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件）」を参考に設計を行う。

【平成 12 年国土交通省告示第 1347 号】

（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件）

第二 令第 38 条第 4 項に規定する建築物の基礎の構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、令第 82 条第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二 前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して建築物又は建築物の部分に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

- ・基礎底面の大きさは、不同沈下を避けるため、常時荷重時に生じる地盤反力が、長期許容支持力以下とし、かつ、できるだけ均等になるようにすることが望ましい。
- ・短期荷重時には柱脚部に上部構造からの圧縮力と水平力が同時に働くため、基礎底面では圧縮力に加えて曲げモーメントが作用する。このため、地反力は台形（あるいは三角形）分布となるが、その最大値が地盤の短期許容支持力を超えないようにする。また、水平力による転倒及び滑動について検討を行う必要がある。
- ・架台は、基礎に設置されたアンカーボルトなどによって、基礎と土台又は柱脚を緊結する。
- ・引抜き抵抗力については、架台からの引抜き荷重が、基礎の自重（浮き上がり抵抗力）を超えないよう設計する。
- ・水平抵抗力については、風圧荷重又は地震荷重により、柱脚に働く水平力が地盤の摩擦抵抗力と受働土圧を合計した値を超えないよう設計する。
- ・転倒に対する検討については、基礎及び架台の自重による安定モーメントが、太陽電池モジュールや架台に作用する荷重による転倒モーメントを上回るよう設計する。

③ 杭基礎の設計

- ・杭基礎は杭の種類、打設方法、杭径、杭長、杭材強度などを考慮して適切に選定する。
- ・使用する材料は、使用目的や地盤条件に適したものを選定する。
- ・杭基礎の杭芯と上部構造柱芯に偏心がある場合は、これを考慮した金具などを準備しボルト等で緊結する。
- ・杭の長期許容支持力は、地盤から定まる長期許容支持力と杭体の長期許容圧縮力のうち小さい値とする。
- ・杭の支持力（押し込み力・引抜き力・水平力）は載荷試験を行い求めることを基本とする。杭の長期許容支持力（押し込み・引抜き）は極限支持力の $1/3$ 、杭の短期許容支持力は極限支持力の $2/3$ とする。また、杭の短期許容水平支持力は最大水平抵抗力の $1/2$ とする。

- ・大臣認定杭及び公的機関の技術審査証明等を有する杭の支持力については、その規定に従う。
- ・架台からの引抜き荷重が、杭の短期許容支持力（引抜き力）を超えないように決定する。
- ・風圧荷重により柱脚に働く水平力が杭の短期許容支持力（水平力）を超えないように決定する。杭の引抜き抵抗力は支持杭・摩擦杭ともに周面摩擦力のみを算入する。ただし、先端加工付鋼管杭において先端の引抜き抵抗が期待できるときは周面摩擦力に加えて、先端引抜き抵抗力を算入できるものとする。

(2)架台

架台は、荷重又は外力によって、太陽光発電モジュールが脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全であること。

- ・架台の設計においては、鋼製架台の場合は「鋼構造設計規準（日本建築学会）」及び「軽鋼構造設計施工指針・同解説（日本建築学会）」に、アルミニウム製架台の場合は「アルミニウム建築構造設計基準・同解説（アルミニウム建築構造協議会）」に準拠する。
- ・太陽電池モジュールと架台、架台の部材間及び架台と基礎の各接合部は、部材間に作用する荷重を確実に伝達できるように設計する。
- ・架台とフレーム等との接合部は、各部材を貫通するボルトによって確実に固定する。
- ・各部材間の接合部は、溶接または各部材を貫通するボルトによって確実に固定する。
- ・架台と基礎の接合部は、溶接またはボルトによって確実に固定する。
- ・杭基礎の場合には、架台からの応力が確実に伝達されるよう架台と杭の構造軸が大きく偏心しないようにする必要がある。
- ・直接基礎の場合には、架台からの荷重を確実に基礎に伝達できるようアンカーボルトの定着長さ、へりあき（かぶり厚さ）を十分に確保する。

(3)耐久性

架台や杭基礎に鋼材を使用する場合は、腐食に対する措置を講じていること。

- 架台に鋼材を使用する場合又は杭基礎として鋼材を使用する場合には、各部位において、めっきや塗装を施すなど、腐食に対する措置を講ずる必要がある。
- 地上部に突出部を持つ鋼杭を使用する場合、鋼杭の地表面の上下に有効な防食処理を行うこと。また、十分な腐食しろを考えた設計とすることが望ましい。
- 異種金属接触腐食の原因となる異なる金属の組合せによる接合は可能な限り避けるものとする。ただし、絶縁処置、防水処置などにより有効な防食措置が講じられている場合はその限りでない。

V. 許可申請

1. 「Ⅳ. 計画・設計」に基づき、許可申請書類を作成し、許可申請を行ってください。

許可を受けた者は、速やかに当該事業区域内の公衆の見やすい場所に許可標識を設置しなければなりません。連絡先については、災害や事故等の緊急事態が生じた場合に、連絡が取れる電話番号を記載してください。

2. 本条例第12条第2項の許可条件の付加については、災害の防止又は良好な自然環境等の保全のために、次に掲げる事項を付すことがあります。

(1)防災措置

- 土砂流出止め、仮排水工の措置及びその管理
- 災害発生が予想される場合は、地区内を巡回する等警備体制の構築
- 災害発生時、他に危害を及ぼすおそれが生じた場合の措置、結果の報告
- 工事中は、交通上または危険防止のため必要な標識等（工事標識、バリケード、保安赤色注意灯、保安ロープ等）の設置

(2)工事廃止等に伴う措置

- 工事によって損なわれた公共施設の機能回復、事後処理についての協議

(3)公共施設の機能保全

- 従前からの公共施設の廃止、付替等の施工にあたって、仮工事、部分施工等の手段により交通、水利、排水等の機能停止や公害の防止

Ⅵ. 施工・完了検査

1. 着手

設置工事に着手する場合は、工事着手届出書を提出しなければなりません。

工区を分割している場合は、工区ごとに着手届出書を提出することになります。この時、先に完了した工区の検査済通知書が発行された日から1年以内に次の工区に着手しない場合は、許可を取り直す必要があります。

再エネ特措法に基づく特定事業の場合は、事業計画認定を受けたことを証する書類の写しを添付してください。

2. 周辺環境への配慮

設置工事時、重機の使用や大型車等の通行等に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音等の防止について配慮してください。

3. 施工管理

「Ⅳ. 9. 設計」で行った設計に基づき、施工してください。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び本条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行ってください。

4. 完了検査

(1)検査申請

設置工事が完了（提出書類の準備も含める。）した場合は、以下のアからオに掲げる書類及び図面を添付し、受検希望日の7日前までに太陽光発電設備設置工事完了検査申請書を提出してください。

ア 工事写真（各工程写真）

- 大津市開発事業等工事写真整備要領を参考に撮影します。

イ 工事完了状況が確認できる写真

- 大津市開発事業等工事写真整備要領を参考に撮影します。

ウ 事業区域の位置を示す図面

エ 土地利用計画平面図

- 2部のうち1部は、現地検査用として必要となります。

オ 事業区域確定図

- 2部のうち1部は、現地検査用として必要となります。

カ その他設計図書と整合していることが確認できる資料

➤ 土質試験結果の写し、土質試験結果、改良材添加量の確認資料、資材伝票等

(2)完了検査

完了検査は、大津市開発事業等工事検査要領を準用して実施し、許可内容と現地が合致しているか書類検査及び現地検査により確認を行います。

Ⅶ. 設置完了後

1. 保全義務

太陽光発電設備の設置者、所有者又は管理者（以下「設置者等」といいます。）は、災害又は自然環境等の保全上の支障が生じないように、太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持しなければなりません。関係法令及び本条例の規定が遵守されない場合、市は、経済産業省に通報します。

主な維持管理すべき事項を以下に示します。

- ① 事業区域内外の水路が区域内及びその周辺の地域に出水等による災害が生じないように、太陽光発電設備と合わせて、定期的に点検・維持管理すること。
 - 水路が堆積土砂、落ち葉等により詰まっていないか、確認してください。
- ② 調整池、沈砂池などがある場合は、調整能力を発揮できるよう堆積土砂の管理を行うこと。
 - 調整池等は、設計の際に堆積土砂の搬出時期を計画して構造規模を決定しており、一定の土砂を堆積できるような構造となっています。しかし、各設備において、環境条件が異なることから、定期的に堆積土砂の点検を実施するようにしてください。
- ③ 防犯対策、不法投棄対策等の観点からも、太陽光発電設備の設置工事後は不要なものは全て撤去するとともに、設置期間中は雑草等が繁茂しないよう定期的に除草すること。（除草の際には周辺土地への影響を考慮し、除草剤等の薬剤を使用しないこととし、やむを得ず薬剤を使用する場合は、事前に周辺土地所有者等への周知を図るとともに、薬剤が周囲へ飛散しないような措置を講じるよう努めてください。）
 - 利水関係者の周知先として、土地改良区、農業組合、水利組合等が考えられます。

2. 非常時の対処

落雷・洪水・台風・積雪・地震等の異常気象発生後は速やかに現地を確認し、飛散・飛来物、架台基礎の変形や感電のおそれ等、太陽光発電設備に異常がないか確認してください。

異常が発見された場合は、早急に対応するとともに、土砂流出等近隣への被害が発生するおそれがある場合及び被害が発生した場合には、写真等状況が確認できる書類を添付して、ただちに市（都市計画部開発調整課）に報告してください。

感電、火災などの事故が発生した場合は、電気関係報告規則、消費生活用製品安全法の定めに従い、国に事故報告を行うことが必要となります。なお、水害によって被害を受けた場合の対応については JPEA のホームページに『太陽光発電システム被災時の点検・撤去に関する手順・留意点【水害編】』が掲載されているので、参考にしてください。

(JPEA のホームページ <http://www.jpea.gr.jp>)

3. 撤去・処分

太陽光発電設備に関しては、固定価格買取制度により太陽光発電事業が急激に拡大したことから、事業終了後に大量の廃棄物の発生や不法投棄が行われるような事態が発生することが懸念されています。

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理してください。また、発電設備の撤去及び処分は、次の法律等を遵守し、事業終了後、適正に処理を行ってください。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

使用済の太陽電池モジュール・架台等については、産業廃棄物に該当するため、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の下で適正処理が義務付けられていますので、法令に沿った対応を行ってください。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

一定規模（工事金額 500 万円）以上で行われる太陽光発電設備の解体等に関する工事における特定建設資材（コンクリート等）については、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等が必要であり、分別解体等に伴って生じた特定建設資材は再資源化等を行うことが義務付けられていますので、建設リサイクル法に基づく処理が必要となります。

また、太陽電池モジュール等については特定建設資材には該当しませんが、建設リサイクル法の基本方針においては、再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施すること、分別解体過程において有害物質等の発生抑制を行うこと、及び大気中への拡散又は飛散を防止することに努めることが求められているため、同法に沿った対応を行うことが必要です。

(3) 環境省のガイドライン

環境省では「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を公表しており、法令に定められた基準に基づき、適切な処理を行うこととともに、経済産業省や業界団体等と連携し、太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分の推進に向けた取り組みを実施していくこととしておりますので、同ガイドラインに従い、リサイクルや適正処分等を行う必要があります。